

第3次藤岡市環境基本計画 概要版

2019-2028



ふじの咲く丘

藤岡市

1. 環境基本計画の概要

○目的・位置付け

藤岡市では、「第2次藤岡市環境基本計画」の計画期間が2018（平成30）年度で満了となること、地球温暖化問題への更なる施策の展開、循環型社会の実現に向けた取り組みの強化などの社会情勢の変化を踏まえ、環境の保全に関する更なる取り組みを推進していくために「第3次藤岡市環境基本計画」を策定しました。

計画策定にあたっては、「藤岡市環境基本条例」の基本理念と、本市の最上位計画である「第5次藤岡市総合計画」を環境面から具現化していくものであり、本市の環境関連計画における最も重要な計画として位置付けられます。

さらに、「第3次藤岡市環境基本計画」では「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「藤岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置付けることで、市全体の温暖化対策を進めていきます。

○計画の期間

「第3次藤岡市環境基本計画」は、「第5次藤岡市総合計画」との整合を図り、2028年度を最終年度とし、2019年度からの10年間を計画期間とし、5年毎に見直しを行います。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づき、本市の「藤岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」も「第3次藤岡市環境基本計画」に合わせて策定します。

○計画の推進主体

「第3次藤岡市環境基本計画」の推進主体は、「藤岡市環境基本条例」第4条から第6条に基づき、市民、事業者、行政としそれぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協力・協働で実践していきます。

市民

日常生活において環境への負荷の低減に自ら努める。

良好な環境の保全及び創造に自ら努め、市の実施する施策に積極的に協力する。

事業者

法令を遵守するとともに、その事業活動によって生じる環境への負荷を低減するため、自己の責任において必要な措置を講じる。

市の実施する施策に積極的に協力する。

行政

施策の実施に当たっては、環境の保全及び創造を基本的かつ総合的に推進する。

市民及び事業者が環境への理解を深め、かつ、意欲を高めるため必要な措置を講じる。

協力・協働

2. 望ましい環境像と計画の対象

○望ましい環境像

本計画は藤岡市環境基本条例の基本理念の達成に向けて、望ましい環境像を下記のとおり掲げ、実現を目指して取り組んでいきます。

豊かな環境を次世代へ繋ぐ 自然と人が共生するまち 藤岡市

藤岡市民は、豊かな環境を子孫に引き継ぐため、あらゆる活動において環境に配慮し、自然と人が共生できる社会を築くことに積極的に取り組み、良き藤岡市民として社会的責任を果たしていきます。

○計画の対象

「第3次藤岡市環境基本計画」では、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

「第3次藤岡市環境基本計画」の対象分野は下表の5分野とし、対象とする地域は藤岡市全域とし、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

対象分野	対象
低炭素社会の実現	・地球温暖化対策実行計画(区域施策編) ・再生可能エネルギーの導入の推進 など
循環型社会の構築	・ごみの減量とリサイクルの推進 など
自然と共生する社会	・清らかな水の保全 ・豊かな自然と生態系の保全 など
安全・安心な社会	・快適で安らげる生活環境の確保 ・安心・良好な街並み など
環境保全の学習と活動	・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の推進 など

3. 環境基本計画の施策

1. 低炭素社会の実現



緑のカーテン（市役所中庁舎）

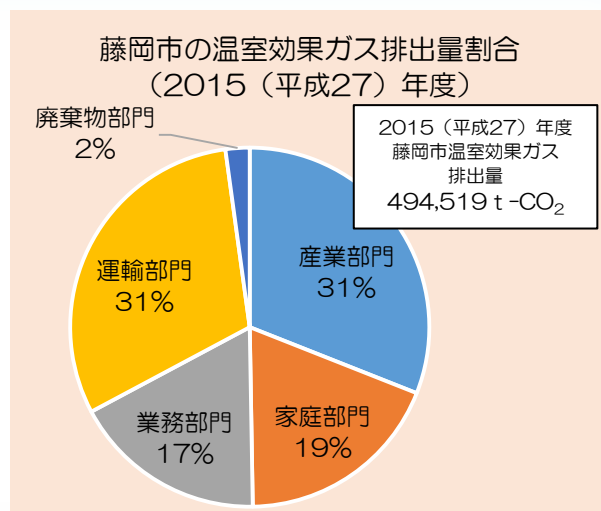
○施策展開の方向

市民・事業者・行政が一体となり、地球温暖化防止に向けて温室効果ガスを削減していくため、環境負荷の少ない生活を推進し、低炭素社会の実現を目指します。

○地球温暖化問題と対策

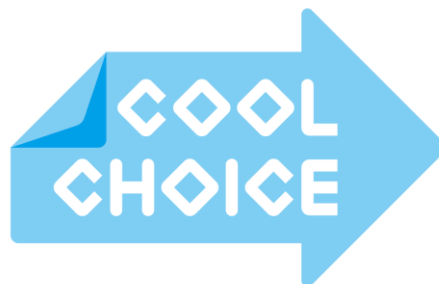
「2028年度までに2016（平成28）年度比で市内の温室効果ガス総排出量を14%削減する[※]」ことを目標に掲げ、市民・事業者に対して様々な情報提供やイベントの実施を行うことで、市全体の低炭素社会の実現に向けた施策を行っていきます。

[※]国が掲げる削減目標と同等のもの。



○COOL CHOICE 運動と身近な温暖化対策

国が提唱する「未来のために、いま選ぼう。」をキャッチコピーとした「COOL CHOICE 運動」に賛同し、エコドライブやクールビズ・ウォームビズの実践など、身近なところから実践していける温暖化対策を幅広く呼び掛けていきます。



未来のために、いま選ぼう。

2. 循環型社会の構築



ごみ分別の様子（清掃センター）

○施策展開の方向

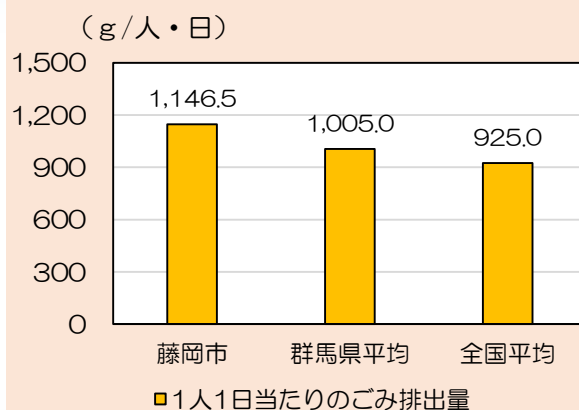
ごみの減量、リサイクル率の向上に向けて、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R運動の普及啓発活動を実施していきます。

また、ごみの再資源化施策を推進することで、資源循環型社会の構築を目指します。

○知っていますか？藤岡市のごみ排出量

群馬県の1人1日当たりのごみの排出量は全国の平均よりも多く、さらに藤岡市は群馬県内の12市の中でも2番目にごみ排出量が多いことがわかっています。

市ではより一層のごみの減量化を目指して「3R運動」を推進していきます。



Reduce

ごみをなるべく
出さない

Reuse

同じものを
大事に使おう

Recycle

資源ごみは
リサイクルへ

3R 運動

○食品ロスを減らそう

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食べ物のことで、日本では年間約646万tの食べ物が廃棄されています。食べ物は必要な分だけ購入し、必要な分だけ使うことで食品ロスをできるだけ減らしましょう。

3. 自然と共生する社会



冬桜（桜山公園）

○施策展開の方向

市内の清流や水辺環境の保全のほか、森林の整備・活用、農地の保全を行うとともに、貴重な生物が生息する豊かな自然を次世代に引き継ぐことを目指します。

○藤岡市の天然記念物「ヤリタナゴ」

ヤリタナゴは市内の小川や用水路に生息している淡水魚の一種で、互いに複雑に絡んだ生態系を持つホトケドジョウ、マツカサガイと共に藤岡市指定の天然記念物に指定されています。生態系全体を保護するため、水辺の生物観察会などを通じて、生息環境の保護活動を実施していきます。



市の天然記念物「ヤリタナゴ」



三波石峡の紅葉



市内の田園風景

○豊かな水源を守ろう

市内を流れる河川の水質調査及び結果の公表を、継続して実施していきます。

○緑や自然を守ろう

森林の整備事業や農地の保護、天然記念物の冬桜、三波石峡の保護を行っていきます。

4. 安全・安心な社会



八塩あじさいの里

○施策展開の方向

きれいな空気や水など、市民が安心して生活できる環境を維持するため、環境を保全していくための取り組みを実施します。また、本市での魅力的で良好な街並みを形成・維持し、市民協力のもと、美しい景観づくりを目指します。

○きれいな街並みの保全

2014（平成26）年、国指定史跡高山社跡が「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産として、世界遺産に登録されました。

このような市の景観やきれいな街並みを次世代へ繋ぐため、景観法及び藤岡市景観条例に基づき、良好な街並みを保全するための取り組みを行っていきます。



国指定史跡高山社跡

○公害苦情への対応

市民から寄せられた公害苦情などの相談について、各種法令に基づき関係部署と連携して指導を行っていきます。

○環境衛生の取り組み

不法投棄の予防のため、不法投棄監視パトロールを実施するほか、地域の環境美化運動を支援していきます。



桜と芝桜（ふじの咲く丘）

5. 環境保全の学習と活動



水辺の水生物観察会

○施策展開の方向

地球温暖化や生物多様性の保全といったような、今日の環境問題について広く周知し、良好な環境を未来に引き継いでいくために、地域全体に環境活動の輪を広げていきます。



稚鮎の放流（日野小学校）



河川クリーン作戦（河川敷のごみ拾い）

○環境教育の充実

次世代を担う子どもたちへの環境教育を実施するほか、環境学習の場の提供を行っています。

○環境保全活動の推進

河川クリーン作戦などの美化活動の実施や、事業者との環境保全協定を締結することで環境保全の取り組みを進めています。

「第3次藤岡市環境基本計画」の全文は、市のホームページのほか、市役所、鬼石総合支所、図書館で閲覧することができます。

発行年：2019（平成31）年3月
編集・発行：藤岡市 市民環境部 環境課
住所：〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須 327
電話：0274-22-1211（代表） FAX 0274-24-9268
メール：kankyo@city.fujioka.gunma.jp
URL：<https://www.city.fujioka.gunma.jp/>